

~~(案)~~

羽生市の教育に関する施策の大綱

平成27年 5月

埼玉県 羽生市

目 次

1. 羽生市の教育の基本理念
2. 大綱策定の趣旨
3. 大綱の期間
4. 大綱の基本方針・基本目標

1. 羽生市の教育の基本理念

～「羽生市教育振興基本計画」より～

教育基本法において、「教育は人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない」（第1条）と示されています。

これからの社会において、羽生の子どもたちが自立し、自らを律しつつ、他者との関係を深めながら人生を切り拓き幸福な生涯を実現するとともに、本市の将来を担い、わが国の持続的な発展を支える上で、教育の使命は重要です。

この使命を果たすため、本市の教育行政を進めていく上での基本的な考え方として、次の基本理念を掲げます。

教育は市民サービスの最先端

～5 S（ファイブエス）～

Sagacity（賢明な判断）・Swift（迅速）・Sincerity（誠実）
・Service（奉仕）・Smile（微笑み）

2. 大綱策定の趣旨

近年の教育を取り巻く社会環境は刻々と変化し、少子高齢化、地域コミュニティの弱体化、世の中のグローバル化への対応や災害への備え等、様々な問題を抱えています。羽生市は、平成18年の教育基本法改正を踏まえ、家庭・学校・地域そして行政が連携し、教育行政の総合的かつ効果的な展開を図るため、平成26年3月に「羽生市教育振興基本計画」を策定しました。

そしてこの度、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、平成27年4月1日から施行されました。これにより地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化が図られ、地方公共団体の長は、国の教育振興基本計画を参酌し、地域の実情に応じた地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を策定することとなりました。

この大綱は、市長と教育委員会から構成される総合教育会議で協議・調整され、「羽生市教育振興基本計画」の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱として位置付け、策定するものです。

3. 大綱の期間

この大綱が対象とする期間は、平成27年度から平成30年度までの4年間とします。以降は「羽生市教育振興基本計画」（対象期間：平成26年度から平成30年度）との整合を図るため、5年ごとに見直しすることとします。

26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度
羽生市教育振興基本計画				羽生市教育振興基本計画(改訂版)						
羽生市の教育に関する施策の大綱				羽生市の教育に関する施策の大綱(改訂版)						
国の教育振興基本計画				国の教育振興基本計画(第2期)						

4. 大綱の基本方針・基本目標

～「羽生市教育振興基本計画」より～

◇基本方針◇

基本理念を踏まえて、施策を実施していくにあたり、次の2つの基本方針で取り組みます。

『創造力と豊かな心・たくましさと健やかな身体を培う教育を目指します』

- ・心豊かに、たくましく生きる力などを育成する学校教育の推進、高等教育等を受ける機会の確保や連携強化を行います。

『次代を担う個性豊かなまちづくりを目指します』

- ・将来を担う人材を育成するため、家庭教育や幼児教育を充実するとともに、生涯にわたる学習意欲に応えるために、多様な学習機会の提供、芸術・伝統文化及びスポーツの振興を図ります。

◆基本目標◆

○基本目標Ⅰ 信頼される学校づくりの推進

特色ある教育を推進し、教員の指導力の向上、学校・家庭・地域の三者相互の連携を強化するとともに、教育環境の整備を推進し、信頼される学校づくりを推進します。

○基本目標Ⅱ 人権を尊重する教育の推進

一人一人が人権尊重の理念を正しく理解し、お互いを思いやる豊かな人権感覚を身に付け、人権問題を解決しようとする積極的な態度を育てる人権教育を推進します。

○基本目標Ⅲ 生涯学習の推進と文化活動の活性化

学びの機会を提供し、自主的な生涯学習活動が活発になるよう支援していくとともに、その学習成果を地域へ還元することができる生涯学習社会地域コミュニティづくりに努めます。

多様な芸術文化活動を支援するとともに、市民が芸術文化に触れることができる機会の充実を図り、文化的・歴史的資産を未来に継承するための啓発活動に努めます。

○基本目標Ⅳ 生涯スポーツの振興

スポーツ・レクリエーション活動の拠点となる各種団体の活動を支援するとともに、誰もが健康で、生涯にわたりスポーツに親しむことができる環境づくりを推進します。